

てびき

## 児童扶養手当

### 一部支給停止（減額）制度

～正しく手続きして減額とならないために～

**足立区 親子支援課 ひとり親手当・医療係**

TEL 03-3880-5883（直通）

FAX 03-3880-5573

e-mail [oyakoshien@city.adachi.tokyo.jp](mailto:oyakoshien@city.adachi.tokyo.jp)

## 児童扶養手当一部支給停止（減額）制度について

児童扶養手当一部支給停止制度は、ひとり親家庭等になられてから一定の期間（手当を受けてから5年等）が経過した後は、原則として児童扶養手当額が一部支給停止（減額）される制度として、平成15年4月にスタートしました。

児童扶養手当は、夫（妻）との離婚や死別などによって生活が急激に変わった時期を支援し、自立を目指していただくためのものです。

こういった背景のため、正当な理由がなく、求職活動や自立に向けた活動などの努力をしない場合、手当が一部支給停止（減額）されます。

一方で、ひとり親家庭の自立に向けた活動、例えば『働いていたり、求職活動をしたりしていること』、または、求職の意志はあっても『病気やけが、障がい、家族の介護などで働けないこと』が確認できれば、手当の一部支給停止（減額）は行われません。

申請方法については、これより後のページをご参照ください。

なお、足立区親子支援課では、手当の支給のほか、就労支援も行っています。支援を希望する方、支援の内容を知りたい方はぜひご相談ください。

豆の木相談室 電話 03-3880-5932

# もくじ

- P 1 Q 1 一定の期間(手当を受けてから5年等)が経過すると、すぐ減額される  
のですか。
- Q 2 一部支給停止(減額)の対象となるのは、いつからですか。
- Q 3 8歳より下の子どもがいると、減額の対象にならないと聞きましたが…
- P 2 Q 4 児童扶養手当のほか児童育成手当ももらっていますがどうなりますか。
- Q 5 今回、一度だけ申請して認定を受ければ、ずっと減額されないのですか。
- Q 6 申請ができなかった場合、手当はどうなりますか。
- P 3 Q 7 手当が減額になった場合は、この先元に戻ることはないのですか。
- Q 8 児童扶養手当の受給資格の認定は受けていますが、所得が基準をオーバー  
しているとのことで手当をもらっていません。申請は必要ですか。
- Q 9 生活保護を受けていますが、減額の対象となりますか。  
対象となる場合、申請の方法を教えてください。
- P 4 Q 10 働いています。申請はどうすればいいですか。
- P 5 Q 11 求職活動をしています。申請はどうすればいいですか。
- P 6 Q 12 職業訓練校に通っています。申請はどうすればいいですか。
- Q 13 障がい者の手帳をもっています。申請はどうすればいいですか。
- P 7 Q 14 病気のため、働くことができません。申請はどうすればいいですか。
- Q 15 病気の子どもや親族の介護のため、働くことができません。  
申請はどうすればいいですか。

## 記入見本

- P 8 児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書
- P 9 雇用証明書 (A1)
- P 10 自営業従事申告書 (A2)
- P 11 求職活動等申告書 (B1)
- P 12 求職活動支援機関等利用証明書 (B2)
- P 13 採用選考証明書 (B3)
- P 14 診断(証明)書 (E)
- P 15 児童扶養手当一部支給停止適用除外事由証明

### Q1

一定の期間（手当を受けてから5年等）が経過すると、すぐ減額されるのですか。

対象になっても、決められた期間に申請して認定を受ければ減額されません。

### Q2

一部支給停止（減額）の対象となるのは、いつからですか。

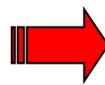
次のどちらか早いほうになります。

- ① 手当を受け始めてから5年（手当の全部停止期間を含みます。）
- ② ひとり親の事由発生月（離婚や夫の死亡などがあった月）から7年

● 具体的には次のとおりです。

例1) H30年6月離婚。H30年7月分から手当を受けている場合

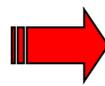
- ① 手当受給から5年…R5年7月
- ② 離婚から7年………R7年6月



①のほうが早いので  
**R5年7月分**から対象

例2) H30年6月離婚。R2年7月分から手当を受けている場合

- ① 手当受給から5年…R7年7月
- ② 離婚から7年………R7年6月



②のほうが早いので  
**R7年6月分**から対象

### Q3

8歳より下の子どもがいると、減額の対象にならないと聞きましたが・・・

8歳より下（8歳未満）のお子さんがある間は、原則として減額の対象にはなりません。正しくは、ひとり親家庭になり、手当を申請（新たな児童についての増額の申請を含みます）したときに3歳未満の児童がいた方は、児童が3歳になった翌月から数えて5年後に対象となります。

●具体的には次のとおりです。

例) H29年6月に離婚。H29年7月分から手当を受けている。申請当時  
H29年2月15日出生児童あり(3歳になるのはR2年2月14日)。

- ①手当受給から5年…R4年7月
- ②離婚から7年………R6年6月
- ③3歳から5年………R7年3月



申請時に3歳未満の子がいる  
ため①②ではなく、③が優先。  
R7年3月分から対象。

#### Q4

児童扶養手当のほか児童育成手当ももらっていますがどうなりますか。

児童扶養手当一部支給停止制度は、「児童扶養手当」だけの制度です。  
児童育成手当は特に書類提出の必要はありません。

#### Q5

今回、一度だけ申請して認定を受ければ、ずっと減額されないのですか。

申請は毎年必要です。

#### Q6

申請ができなかった場合、手当はどうなりますか。

申請ができない場合、5年等満了月の翌月から次の10月分までの手当が  
減額になります(今回はじめて減額の対象となった方の場合)。

それ以降も申請ができない場合、その年の11月から翌年10月分の手当  
も減額になります。

### Q7

手当が減額になった場合は、この先元に戻ることはないのですか。

今回、申請ができず、手当の減額の決定がされた方でも、その後に就職したり、求職活動などをしたりして、その証明を持って申請していただければ、申請いただいた月から減額が解除されます。

### Q8

児童扶養手当の受給資格の認定は受けていますが、所得が基準をオーバーしているとのことで手当をもらっていません。申請は必要ですか。

申請していただく必要はございません。

ただし、所得の状況や家族の状況等に変化があり、手当が支給開始された場合は、申請が必要となります。お手続きが必要になった方には、別途、ご案内いたします。

### Q9

生活保護を受けていますが、減額の対象となりますか。  
対象となる場合、申請の方法を教えてください。

生活保護を受けている方も減額の対象になります。

次の2つの書類を提出してください。

- (1) 一部支給停止適用除外事由届出書（みどり色の用紙）
- (2) 児童扶養手当 一部支給停止適用除外事由証明  
**（15ページを確認してください）**

なお、(2)の書類は同封しておりません。福祉事務所の担当者にご相談の上、証明してもらってください。

## Q10

働いています。申請はどうすればいいですか。

次の2つの書類を提出してください。

- (1) 一部支給停止適用除外事由届出書（みどり色の用紙）
- (2) 申請期間に「働いていることがわかる証明」

### ●働いていることがわかる証明の例

#### ◆会社等から雇われている方

① 雇用証明書（**9ページのA1を確認してください**）

② 保険情報の確認ができる書類の写し

（健康保険証、資格情報のお知らせ 等）

※あなたが被保険者や組合員の本人資格であることが明記されたもの。

※足立区発行の国民健康保険証は証明となりません。

③ 厚生年金の受給者であることが確認できる書類

#### ◆自営業や在宅就業などの方

① 自営業従事申告書（**10ページのA2を確認してください**）

※事業開始後1年未満の方、もしくは税申告を「給与」でしている方は、免許や営業許可書、請負契約書など従事内容がわかる書類の写しを添付してください。

## Q11

求職活動をしています。申請はどうすればいいですか。

次の3つの書類を提出してください。

- (1) 一部支給停止適用除外事由届出書（みどり色の用紙）
- (2) 求職活動等申告書（**11ページのB1を確認してください**）
- (3) 申請期間に「求職活動をしていることがわかる証明」

※親子支援課に相談して、就労の支援を受けている方のうち母子自立支援プログラム策定者は(1)(2)のみ提出していただければ結構です。

### ●求職活動をしていることがわかる証明の例

◆公共職業安定所（ハローワーク）、民間職業紹介所、母子家庭等就業・自立支援センター、労働者派遣会社を利用している方

#### ①求職活動支援機関等利用証明書（**12ページのB2を確認してください**）

- ・現在有効な求職登録
- ・直近1か月以内で2回の求職活動の年月日

\* 求職活動支援機関等（ハローワーク等）で証明を受けてください。

#### ②雇用保険法の求職者給付（傷病手当を除く）を受けていることがわかるものの写し

#### ③公共職業安定所により発行された紹介状の写し

◆募集広告などを利用して採用面接を受けている方

#### ①採用選考証明書（**13ページのB3を確認してください**）

親子支援課では、母子自立支援プログラムの策定のほか、みなさんの就労支援を行っています。どうぞご相談ください。

豆の木相談室 電話 03-3880-5932

## Q12

職業訓練校に通っています。申請はどうすればいいですか。

就職や収入のアップなど生活の自立のために、職業訓練校、専修学校や専門学校その他に通っている（在学している）場合も減額になりません。

次の2つの書類を提出してください。

- (1) 一部支給停止適用除外事由届出書（みどり色の用紙）
- (2) 申請期間に「在学していることがわかる証明」

### ●在学していることがわかる証明の例

- ①学校などの在学証明書
- ②ハローワークからの受講指示書の写し

## Q13

障がい者の手帳をもっています。申請はどうすればいいですか。

次の2つの書類を提出してください。

- (1) 一部支給停止適用除外事由届出書（みどり色の用紙）
- (2) 「一定以上の障がいがあることがわかる証明」

### ●一定以上の障がいがあることがわかる証明の例

- ①身体障害者手帳 1・2・3級の写し
- ②愛の手帳 1・2度の写し
- ③精神障害者保健福祉手帳 1・2級の写し
- ④国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級の1級又は2級に該当することが確認できる書類
- ⑤「①～③」と同じ程度の障がいがあることがわかる医師の診断書  
診断書は専用の用紙がありますので、親子支援課にご連絡ください。

## Q14

病気のため、働くことができません。申請はどうすればいいですか。

負傷や疾病などのため、概ね1ヵ月以上の期間の入院治療や自宅での安静などが必要なため、働くことができない場合も減額になりません。

次の2つの書類を提出してください。

- (1) 一部支給停止適用除外事由届出書（みどり色の用紙）
- (2) 「概ね1ヵ月以上の療養などが必要なことがわかる証明」

### ●概ね1ヵ月以上の療養などが必要なことがわかる証明の例

#### ①診断（証明）書（14ページのEを確認してください）

かかりつけの医師に作成をお願いしてください。

#### ②特定疾患医療受給者証の写し

難病の方

#### ③特定疾病療養受療証の写し

血友病、人工透析慢性腎不全、後天性免疫不全症候群の疾病の方

## Q15

病気の子どもや親族の介護のため、働くことができません。申請はどうすればいいですか。

子どもや親族の負傷、疾病、障がいなどのために介護が必要で、働くことができない場合も減額になりません。

親族の範囲は、①6親等内の血族 ②配偶者 ③3親等内の姻族です。

次の4つの書類を提出してください。

- (1) 一部支給停止適用除外事由届出書（みどり色の用紙）
- (2) 児童や親族を介護していることの申立書
- (3) 児童や親族に負傷、疾病、障がいがあることがわかる証明  
「Q13」、「Q14」を参照。ほかに要介護状態がわかる書類など。
- (4) 介護が必要なご事情についての民生委員の意見書  
専用の用紙がありますので、親子支援課までご連絡ください。

# 記入見本

## 児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書

フリガナ 受給者氏名 (生年月日)	ア ダ チ                      サ ク ラ	証書番号	03000000
	足 立                      桜		
	Ⓢ・H 55年 4月11日生)		
住 所	〒120-0000 (電話) 090-0000-0000 足立区 中央本町1-17-1		

次のAからFの中からあてはまるものを○で囲み、その事実を明らかにできる書類と一緒に提出してください。

あてはまるものを○で囲む。

- A 働いている。
- B 求職活動をしている。
- C 職業訓練校・専修学校などに在学している。
- D 障がいがある。
- E 病気やけがにより働くことができない。
- F 児童や親族を介護する必要があるため働くことができない。

上記のとおり児童扶養手当一部支給停止適用除外事由について届け出ます。

令和 7年 6月15日

氏名 足立 桜

(あて先) 足立区長

A1 職場の人事担当の方などに証明を受けてください。

## 雇 用 証 明 書

記入もれ注意

雇用されている者	氏 名	足 立 桜
	住 所	足立区中央本町1-17-1
	雇用期間	昭和・平成・令和 29年 4月 1日から 令和 年 月 日まで <small>※雇用継続中の場合は終了年月日の記入は不要です</small>

上記の者は、当事業所において雇用していることを証明する。

記入もれ注意

令和 7年 6月15日 ※本年度6月1日以降の証明日

〔事業所の名称〕  
〔代表者氏名〕

(株)子育て商事  
子 育 太 郎

会 商 子  
社 事 育  
印 株 て  
式

印

〔所在地〕  
〔電話番号〕

足立区△△△○-○-○  
○○○○-○○○○

勤務地が本社以外の場合は、支店等(勤務先)の責任者の印でも構いません。

**A2** ご自分で記入してください。

※事業開始後1年未満あるいは税申告を「給与」でしている方は、  
免許や営業許可書など従事内容がわかる書類の写しを添付してください。

## 自 営 業 従 事 申 告 書

従事している 自営業の種類・内容	小売業 輸入雑貨販売
事業所の名称	子育てショップ さくら
事業所の所在地 電話番号	足立区中央本町1-17-1 00-0000-0000
事業を始めた年月日	昭和 <u>平成</u> 令和 26年 4月 1日 から

(提出先) 足立区長

上記のとおり自営業に従事していることを申告する。

令和 7年 6月15日

※本年度6月1日以降の記入日

( 申 告 者 )  
氏 名

足立 桜

( 住 所 )

足立区中央本町1-17-1

**B1** ご自分で記入し、次の証明書類と一緒に提出してください。

- (1)～(5)に○をつけた方 → **B2** 求職活動支援機関等利用証明書
- (5)に○をつけた方 → 公共職業安定所により発行された紹介状の写し
- (6)に○をつけた方 → **B3** 採用選考証明書
- (7)に○をつけた方 → 当該求職活動などの状況がわかる書類

## 求 職 活 動 等 申 告 書

あなたの求職活動等の状況について、該当する番号を○印で囲んで下さい。

(7)を○印で囲んだ場合は、( )にその内容を記入して下さい。

- (1) 母子自立支援プログラムに基づき自治体の就労支援を受けている。  
※母子自立支援プログラムを作成した自治体の名称  
( 足立区 ・ 足立区でない場合： )
- (2) 母子家庭等就業・自立支援センターを利用して求職活動をしている。  
※母子家庭等就業・自立支援センターの名称  
( )
- (3) 民間職業紹介所を利用して求職活動をしている。
- (4) 労働者派遣会社を利用して求職活動をしている。
- (5)** 公共職業安定所（ハローワーク）を利用して求職活動をしている。
- (6) 募集広告などにより求人企業に応募し、採用選考（面接）を受けた。
- (7) その他 ( )

あてはまるものについて○をする。

(提出先) 足立区長

私の求職活動等の状況について、上記のとおり申告する。

令和 7年 6月 15日 ※本年度6月1日以降の記入日

(氏名) 足立 桜

◎現在有効な求職登録

求職活動支援機関等で左記の証明を受けてください。

B2

◎本年度6月以降1か月以内で2回の求職活動の年月日

## 求職活動支援機関等利用証明書

あなたの求職活動支援機関等での活動状況について、該当する番号を○印で囲み、証明日現在有効な求職登録と、直近1か月以内で2回の求職活動などの年月日を記入してください。

I 公共職業安定所（ハローワーク）、民間職業紹介所、母子家庭等就業・自立支援センターに登録して、求職活動を行っている。

◎求職登録が有効・・・令和 7年 6月15日現在

◎直近1か月以内で2回の求職活動の年月日（本年度6月1日以降の活動日）  
（行った求職活動の内容を○印で囲んでください。）

- ① 令和 7年 6月 5日  
（求人情報の提供 ○職業相談 ・職業紹介 ・就職活動セミナー等の受講）
- ② 令和 7年 6月15日  
（求人情報の提供 ○職業相談 ・職業紹介 ・就職活動セミナー等の受講）

II 労働者派遣会社に登録して、求職活動を行っている。

◎労働者派遣登録が有効・・・令和 年 月 日現在

◎直近1か月以内で2回の派遣企業の提示を受けた年月日（本年度6月1日以降の提示日）  
（企業名を記入してください。）

- ① 令和 年 月 日 （提示企業名： ）
- ② 令和 年 月 日 （提示企業名： ）

### △△公共職業安定所長 殿

児童扶養手当の受給に係る資料として足立区役所へ提出するため、上記について証明願います。

令和 7年 6月15日 ※本年度6月1日以降の記入日

利用者（求職者）氏名 足立 桜

住 所 足立区中央本町1-17-1

上記について相違ないことを証明する。

令和 7年 6月15日 ※本年度6月1日以降の証明日

〔機関等の名称〕 △△公共職業安定所長 ○○ ○○ 印

〔所在地〕 □□区△△1-1-1

〔電話番号〕 00-0000-0000

求職活動などについて本年度6月1日以降直近1か月以内で2回の年月日とその内容を記入する

当てる番号の方を○で囲み、証明日現在有効な求職登録と、

記入もれに注意

ご自分が利用している機関（ハローワーク等）で証明をもらう。

B3

# 採用選考証明書

▶子育てシステム株式会社 殿

私は、令和 7年 6月10日に御社において、採用選考を受けました。  
※本年度6月1日以降の活動日となります。

児童扶養手当の受給に係る資料として、足立区役所へ提出する必要がありますので、上記について証明願います。

令和 7年 6月15日 ※本年6月1日以降の記入日

求職者氏名 足立 桜

住 所 足立区中央本町1-17-1

上記について相違ないことを証明する。

令和 7年 6月15日 ※本年度6月1日以降の証明日

〔事業所の名称〕 (株)子育てシステム

の子育てシステム株式会社印

印

〔所在地〕 足立区△△△○-○-○  
〔電話番号〕 00-0000-0000

採用選考を受けた会社名

記入もれ注意

採用試験・面接などを受けた会社から証明をもらう。



児童扶養手当一部支給停止適用除外事由証明

氏名	足立 桜	証書番号	00000000
住所	足立区中央本町一丁目17番1号 TEL (3880)5883		
上記の者についての「児童扶養手当の一部停止措置に係る適用除外要件」に関して、以下の内容であることを報告する。			
<input checked="" type="checkbox"/> A	就労している	<input checked="" type="checkbox"/> 被雇用（就労先：子育て工業） <input type="checkbox"/> 自営	
<input type="checkbox"/> B	求職活動をしている	<input type="checkbox"/> 就労支援プログラム適用中である	
<input type="checkbox"/> C	職業訓練校 専修学校に通学している	<input type="checkbox"/> 職 <input type="checkbox"/> 専	
<input type="checkbox"/> D	障害がある	<input type="checkbox"/> 身 <input type="checkbox"/> 知 <input type="checkbox"/> 精	
<input type="checkbox"/> E	疾病・負傷により 就労が困難な状態である	<input type="checkbox"/> 今後1ヵ月以上の期間、入院加療を要する <input type="checkbox"/> 今後1ヵ月以上の期間、在宅で安静を要する 病名等 _____ 医療機関 _____	
<input type="checkbox"/> F	介護のため 就労が困難な状態である	<input type="checkbox"/> 児童の介護のため働けない <input type="checkbox"/> 家族の介護のため働けない 被介護者 _____ 続柄 _____ 被介護者の状況 _____ _____ <small>※被介護者は上記DまたはEと同様の状況であることが必要です</small>	
※特記事項（地区担当員が記入） <b>平成27年4月から現在まで就労中。</b>			
令和 7年 6月15日 足立福祉事務所 ○○○○課 保護第 ○ 係 地区担当員 児扶手 太郎			

**生活保護受給者の方は、福祉事務所  
の担当者にご相談の上、証明を  
発行してもらってください。**

